

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極についての合意された議事録

(参考)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく

日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極についての合意された議事録

本日シンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極（以下「取極」という。）に関連し、下名は、取極の交渉において到達した次の了解を記録する。

取極第一章、第五章及び第六章の規定に関し、次に掲げる取極中の規定に定める枠組みによる情報交換に加え、公に利用可能な情報を各締約国の国内法に従って交換するため、日本国政府及びシンガポール共和国政府並びに両締約国の関係当局間の協力を行うことができる旨を確認する。

(1) 第七条

(2) 第十八条

(3) 第二十六条

二千二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。
解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

槇田邦彦

シンガポール共和国政府のために
ジョージ・ヨー